

図表2 テレワークを推進するための設備投資税制（中小企業経営強化税制の拡充）

● これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました。

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 測定工具及び検査工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア

**テレワーク等のための
設備投資が追加**

中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です。

適用対象資産

この制度の対象となる資産（以下「特定経営力向上設備等^{注3)}」といいます。）は、その製作の後事業の用に供されたことのない（つまり新品の）生産等設備^{注1)}を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの^{注2)}とされています。ただし、貸付けの用に供する資産は、特定経営力向上設備等には該当しません。

（注1） 生産等設備とは、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、事務用器具備品、福利厚生施設のようなものは該当しません。

（注2） 「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいいます。

- イ 機械及び装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ロ 工具、器具及び備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ハ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの
- ニ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムのうち一定のものなどは除きます。）

（注3） 特定経営力向上設備等とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備になります。

- イ 生産性向上設備
 - 次のイ及びロの要件を満たす機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具に限ります。）、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析、指示機能を有するものに限ります。）をいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは次のイの要件を満たすものになります。
 - イ 販売が開始されてから、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具及び備品：6年以内、建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内のものであること
 - ロ 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上しているものであること
- ロ 収益力強化設備
 - 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。
- ハ デジタル化設備
 - 事業プロセスの遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。